

「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター導入支援事業」の実施について

会員各位

平成31年2月19日
(一社)岡山県トラック協会

全日本トラック協会から、国の平成30年度補正予算による「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター導入支援事業」が実施されることとなり、2月25日(月)から3月12日(火)まで申請受付を行う旨の通知がありましたのでお知らせします。詳細および交付申請書は、全ト協のホームページに掲載されています。(http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/tgl2019_notice.html)

1. 補助対象事業者

以下の又はのいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上の者(申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除く。)

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

上記補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象機器

全ト協が指定するテールゲートリフター(油圧式荷役省力化装置)

以下の の要件を全て満たすもの

全ト協が定めるものであること(該当する型式等はホームページ等を参照)

未使用のテールゲートリフターであること^{※1}

テールゲートリフター未装着の事業用自動車に新たにテールゲートリフターを装着したものであること^{※2}

平成30年12月21日から平成31年3月31日まで^{※3}の間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入(導入)し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたもの^{※4}であること

※1 中古品のテールゲートリフターを導入した場合は対象となりません。

※2 テールゲートリフター装着済みの中古車を導入した場合、装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象となりません。

※3 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。

※4 テールゲートリフターを装着した車両の新車新規登録又は構造等変更検査が平成31年3月31日までに完了され、かつ支払^{※5}が平成31年3月31日までに完了したものが対象となります。

※5 手形や割賦等の清算が完了していない場合や所有権留保の場合は、平成31年3月31日までに支払いの清算や所有権留保の解除等所要の手続きを全て完了する必要があります。

参 考 テールゲートリフターの種類

垂直式	アーム式	後部格納式	床下格納式
			

3. 補助額等

補助対象	補助率	補助額	補助上限台数	
テールゲート リフター	通常価格の 1/6以内	左記により、以下の区分に 応じた補助額となります。	1事業者につき1台 (ただし、Gマーク取得 事業者は2台) (補助対象事業者が自動車リー ス事業者の場合は、借り受ける 運送事業者につき上記台数)	
		アーム式		10万円
		垂直式		10万円
		後部格納式		20万円
		床下格納式	20万円	

4. 予算額 1億円

補助金は予算額の範囲内で実施します。したがって、平成31年3月31日までに導入したものであっても、申請額が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。

5. 申請者

申請者はテールゲートリフター装着車両の自動車検査証上の「所有者」です。自動車検査上の「使用者」が申請を行うことはできません。

※Gマーク取得事業者において2台申請する場合、同一事業者において複数営業所分を申請する場合は、本社が取りまとめたうえで一括申請してください。また、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース会社それぞれが申請しなければなりません。

6. 申請方法

全ト協へ郵送（必ず書留郵便、レターパック）により申請を行ってください。
〈送付先〉〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当 宛て
※封筒の宛先に、「テールゲートリフター補助金 申請書類在中」と赤字で記載してください。

7. 申請受付期間

平成31年2月25日（月）から平成31年3月12日（火）まで
※先着順ではありません。上記期間中の申請を全て受け付けます。
※郵便局の消印が平成31年3月12日（火）までのものを有効とします。3月12日（火）発送の場合は、3月13日（水）に全ト協必着をお願いします。
※3月13日（水）以降の消印のものは受理できませんのでご注意ください。

8. 申請書類等

正本1部 ※申請書類のコピーをとって保管
※申請に必要な書類は、全ト協のホームページより入手してください。
※申請時点でテールゲートリフター（機器）を「導入済みの場合（導入後申請）」と「未導入の場合（導入前申請）」で申請書が異なります。

9. 交付決定

交付決定の結果は申請者に対して平成31年3月18日（月）以降、書留郵便で全ト協から文書により通知します。

10. 実績報告書等の提出【導入前申請の場合に限る】

実績報告期限：平成31年4月5日（金）全ト協必着
※交付決定を受けた申請者は正本1部を全ト協へ郵送（書留郵便、レターパック）
※4月5日（金）の消印は受付できません。

◆お知らせ

岡山県トラック協会の『テールゲートリフター導入促進助成金』は上記の国の補助金と併用申請ができますので書類（岡山県独自のもの）をトラック協会までご提出ください。（申請書類：<http://www.okayama-ta.or.jp/subsidy.html>）